

2022年1月1日

自由民主党、公明党、立憲民主党、日本共産党
国民民主党、日本維新の会、社会民主党、れい
NHK と裁判してる党弁護士法72条違反で
各政党代表者様

衆議院事務局 秘書課

衆議院議長様
参議院議長様

課長補佐

安 藤 武

岸田内閣総理大臣様

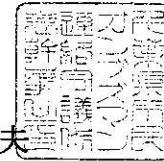
〒100-8960 東京都千代田区永田町1-7-1
電話 03-3581-5111(内線32239)
03-3581-5011(直通)
FAX 03-3581-5952
E-mail: s10679@shugiin.go.jp

文書通信交通滞在費及び立法事務費について
抜本的な改革を求める要望書

千葉県市民オンブズマン連絡会議

代表 廣瀬 理夫

〒273-0013 千葉市中央区中央3-15-6 やまちょうビル
渚法律事務所内



<要望事項>

- 1 議員の議会活動の基礎となる調査研究活動に要する経費として、文書通信交通滞在費及び立法事務費を一つの法律に統合して交付すること。
- 2 使途基準を法律で明確に定めること。
- 3 領収書の写し、出納簿など収支の証拠書類を電子データで議長に提出すること。
- 4 議長は提出された電子データを国民に公開すること。
- 5 政党、政治団体、公職の候補者への寄付を禁止すること。
- 6 年度ごとに残余は国庫に返還すること。

<要望の理由>

- 1 文書通信交通滞在費は議員に対し月額100万円交付され、立法事務費は会派に対し議員一人当たり月額65万円交付される。1947年公の書類を発送し公の通信をなすため月額125円の「通信費」として制定された。1966年「調査研究費」(月額10万円)が新設され、1974年「通信交通費」(月額23万円)と統合され「文書通信交通費」(月額35万円)となり、1993年「滞在費」を追加して「文書通信交通滞在費」と変更され月額75万円から100万円に引き上げられた。
- 2 文書通信交通滞在費及び立法事務費は、地方議会における政務調査費・政務活動費に相当する。
政務活動費は地方自治法 100 条及び条例で、使途基準、領収書等の公開、残余の返還が定められている。
文書通信交通滞在費及び立法事務費を統合し、使途基準、領収書等の公開、残余の返還、政治団体等への寄付禁止を法律で定めることは、非課税であるから当然である。

受領した。
廣瀬

参事 根岸 まゆみ

〒100-0014 東京都千代田区永田町一丁目七番一号
電話 〇三(三三)五八(三三)三二(一)内線七(三三)三三
〇三(三三)五五(一)七三〇五(通)
FAX 〇三(三三)五五(一)三〇八八
E-mail mayumi_negishi@sangin-skg.jp

自由民主党、公明党、立憲民主党、日本共産党、
国民民主党、日本維新の会、社会民主党、れいわ新選組、
NHK と裁判してる党弁護士法72条違反で
各政党代表者様

衆議院議長様
参議院議長様

岸田内閣総理大臣様

**文書通信交通滞在費及び立法事務費について
抜本的な改革を求める要望書**

千葉県市民オンブズマン連絡会議

代表 廣瀬 理夫

〒273-0013 千葉市中央区中央3-15-6 やまちょうビル
渚法律事務所内

<要望事項>

- 1 議員の議会活動の基礎となる調査研究活動に要する経費として、文書通信交通滞在費及び立法事務費を一つの法律に統合して交付すること。
- 2 使途基準を法律で明確に定めること。
- 3 領収書の写し、出納簿など収支の証拠書類を電子データで議長に提出すること。
- 4 議長は提出された電子データを国民に公開すること。
- 5 政党、政治団体、公職の候補者への寄付を禁止すること。
- 6 年度ごとに残余は国庫に返還すること。

<要望の理由>

- 1 文書通信交通滞在費は議員に対し月額100万円交付され、立法事務費は会派に対し議員一人当たり月額65万円交付される。1947年公の書類を発送し公の通信をなすため月額125万円の「通信費」として制定された。1966年「調査研究費」(月額10万円)が新設され、1974年「通信交通費」(月額23万円)と統合され「文書通信交通費」(月額35万円)となり、1993年「滞在費」を追加して「文書通信交通滞在費」と変更され月額75万円から100万円に引き上げられた。

- 2 文書通信交通滞在費及び立法事務費は、地方議会における政務調査費・政務活動費に相当する。

政務活動費は地方自治法 100 条及び条例で、使途基準、領収書等の公開、残余の返還が定められている。

文書通信交通滞在費及び立法事務費を統合し、使途基準、領収書等の公開、残余の返還、政治団体等への寄付禁止を法律で定めることは、非課税であるから当然である。

